

○ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行								
<p>(法第三十八条の三第一項第二号の総務省令で定める事項)</p> <p>第三条の二 法第三十八条の三第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備は次の表の上欄に掲げるもの（製造された日から起算して十年以内のものに限る。）とし、同号の総務省令で定める期間は、同表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="219 790 1079 1300"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 790 945 845">測定器その他の設備</th> <th data-bbox="945 790 1079 845">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 845 945 1013"> 一 高周波電力計であつて、校正用信号源を有し、及び被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの </td> <td data-bbox="945 845 1079 1013"> 二年 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1013 945 1189"> 二 電圧電流計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの </td> <td data-bbox="945 1013 1079 1189"> 二年 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1189 945 1300"> 三 標準信号発生器であつて、出力信号の時間の経過等に伴う変動を検知する機能を有するもの </td> <td data-bbox="945 1189 1079 1300"> 二年 </td> </tr> </tbody> </table>	測定器その他の設備	期間	一 高周波電力計であつて、校正用信号源を有し、及び被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	二年	二 電圧電流計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	二年	三 標準信号発生器であつて、出力信号の時間の経過等に伴う変動を検知する機能を有するもの	二年	<p>(新設)</p>
測定器その他の設備	期間								
一 高周波電力計であつて、校正用信号源を有し、及び被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	二年								
二 電圧電流計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	二年								
三 標準信号発生器であつて、出力信号の時間の経過等に伴う変動を検知する機能を有するもの	二年								

(技術基準適合証明の審査等)

第六条 (略)

2 登録証明機関は、別表第一号の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

1 (略)

1 受託者が法別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる校正等を受けたもの(その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年 (第三条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同条の下欄に掲げる期間とする。)以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

三〜七 (略)

3〜9 (略)

(帳簿)

第十三条 法第三十八条の十二の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

1〜5 (略)

六 技術基準適合証明のための審査を行つた際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行つた年

(技術基準適合認定の審査等)

第六条 (同上)

2 (同上)

1 (同上)

1 受託者が法別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる校正等を受けたもの(その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

三〜七 (同上)

3〜9 (同上)

(帳簿)

第十三条 (同上)

1〜5 (同上)

六 技術基準適合証明のための審査を行つた際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行つた年

月日 (当該測定器等が第三条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行つた年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。) 及び較正等を行つた者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称

七・八 (略)

二・三 (略)

(技術基準適合証明の審査等)

第二十五条 (略)

二 承認証明機関は、別表第一号の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

一 (略)

一 受託者が法別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの (その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年 (第三条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同

月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称

七・八 (同上)

二・三 (同上)

(技術基準適合証明の審査等)

第二十五条 (同上)

二 (同上)

一 (同上)

一 受託者が法別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの (その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。) を使用して試験が行われることの確認に関する事項

表の下欄に掲げる期間とする。) 以内のものに限る。) を使用して試験が行われることの確認に関する事項

三〇七 (略)

三〇九 (略)

(帳簿)

第三十条 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の十二の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 技術基準適合証明のための審査を行つた際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行つた年月日 (当該測定器等が第三条の二の測定器その他の設備であつて、当該校正等を行つた年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。) 及び校正等を行つた者の氏名又は名称並びに当該校正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号二に該当する場合は、その測定器等を校正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行つた年月日及び校正等を行つた者の氏名又は名称

七〇八 (略)

二〇三 (略)

第三十一条〜第三十八条 (略)

三〇七 (同上)

三〇九 (同上)

(帳簿)

第三十条 (同上)

一〇五 (同上)

六 技術基準適合証明のための審査を行つた際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行つた年月日及び校正等を行つた者の氏名又は名称並びに当該校正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号二に該当する場合は、その測定器等を校正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行つた年月日及び校正等を行つた者の氏名又は名称

七〇八 (同上)

二〇三 (同上)

第三十一条〜第三十八条 (同上)

(検証等)

第三十九条 (略)

2 製造業者又は輸入業者は、法第三十八条の三十三第三項の届出をしようとするときは、同項第一号から第四号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した様式第十二号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第一項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行つた年月日 (当該測定器等が第三条の二の測定器その他の設備であつて、当該校正等を行つた年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。) 及び校正等を行つた者の氏名又は名称並びに当該校正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号二に該当する場合は、その測定器等を校正等した法別表第三下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行つた年月日及び校正等を行つた者の氏名又は名称

3 ～ 13 (略)

別表第五号 技術基準適合自己確認の検証の方法 (第三十九条関係)

第三十九条第一項の技術基準適合自己確認の検証は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 (略)

(検証等)

第三十九条 (同上)

2 (同上)

一・二 (同上)

三 第一項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行つた年月日及び校正等を行つた者の氏名又は名称並びに当該校正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号二に該当する場合は、その測定器等を校正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行つた年月日及び校正等を行つた者の氏名又は名称

3 ～ 13 (同上)

別表第五号 (同上)

(同上)

一 (同上)

<p>二 特性試験</p> <p>確認設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて検証を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 試験を行うときは、法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年 <u>第三条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</u>以内のものに限る。)を使用しなければならない。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>二 (同上)</p> <p>(同上)</p> <p>(1) (同上)</p> <p>(2) 試験を行うときは、法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用しなければならない。</p> <p>(3)・(4) (同上)</p> <p>三 (同上)</p>
<p>様式第12号 (第39条関係)</p> <p>様式 (略)</p> <p>注1 工事設計については、特別特定無線設備の工事設計に係る事項を記載した書類であつて別表第二号に定める事項を記載すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>検証の際に使用した測定器等が第三条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行つた年月日の翌月の一日から起算して</u></p>	<p>様式第12号 (第39条関係)</p> <p>様式 (同左)</p> <p>注1 工事設計については、特別特定無線設備の工事設計に係る事項を記載した書類であつて別表第二号に定める事項を記載すること <u>とする。</u></p> <p>2～6 (同左)</p> <p>7 較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器</p>

<p>当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を記載すること。また、較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>8 (略)</p>	<p>その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>8 (同左)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に法第二十四条の二第四項第二号の較正又は校正（以下「較正等」という。）を受けたこの省令による改正後の証明規則第三条の二の測定器その他の設備については、この省令の施行の日以降最初に較正等を受ける日までは、この省令による改正後の証明規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。